

中央社会保険医療協議会 保険医療材料専門部会（第21回）議事次第

平成17年10月19日（水）
10時00分～11時15分

於：厚生労働省（17F）
18～20共用会議室

議題

- 1 特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について
- 2 その他

特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準に関する意見

平成17年10月19日

保険医療材料専門組織

委員長 小柳 仁

1 内外価格差について

- 内外価格差については従来からその問題点が指摘されているところであり、これまで機能別分類の見直し、外国価格調整・再算定の導入等により、その是正に取り組んできたところであるが、依然、内外価格差の存在が指摘されている。特定保険医療材料の保険償還価格（以下「材料価格」という。）については、新規機能区分の設定が必要な特定保険医療材料（以下「新規医療材料」という。）の材料価格は外国平均価格の2倍以上、既存の材料価格は外国平均価格の1.5倍以上の場合に価格調整及び再算定を行うこととなっているが、現行制度がより実効性を有するものとなるよう内外価格差を更に是正する方向で検討するべきではないか。
- 平成16年度改定においては、ペースメーカー用リード、PTCAバルーンカテーテル、冠動脈ステント等について再算定を行ったが、次回改定では、再算定を行う特定保険医療材料の対象を広げるべきではないか。
- 内外価格差について、我が国特有の流通システムや審査期間等が医療機器の価格に与える影響を定量的に把握し、その上で、内外価格差の是正のための根本的な取り組みを行うべきではないか。

2 機能区分の見直しについて

- 機能区分については、臨床上の利用実態を踏まえ、より適切なものとなるよう検討するべきではないか。特に、構造等の工夫により既収載品に比して高い安全性を有するなど、患者又は医療従事者への安全性に関する配慮がなされている等の医療材料について適切に評価すべきとの意見があった。
- 医療材料の特性を踏まえ、現在手技料に包括されている医療材料にあつ

ても、特定保険医療材料として評価することが適当と考えられる医療材料については、新たに機能区分を設定すべきではないか。

3 保険上の算定制限の見直しに伴う償還価格の再設定について

- 一部の特定保険医療材料については効率的な使用等の観点から保険上の算定制限が設定されているところであるが、医療材料の使用の普及に伴いその有用性が広く認知される中で、保険上の算定制限が医療材料の有用な使用の障害となっている場合があるとの指摘がある。こうした場合、保険上の算定制限について見直しを検討することとなるが、その際、価格設定当初とは異なる状況となることから、償還価格の見直しを行うこととすべきではないか。

4 新規医療材料の保険適用時期について

- 新規の技術を伴う新規医療材料（区分C2（新機能・新技術））の保険適用時期については、現行、新規医療技術の保険導入時とされており、多くの医療材料は診療報酬改定時に導入されている。区分C2（新機能・新技術）とされる医療機器については有用なものが多く、他に代替不可能なものであることがほとんどであることから、早期に患者が有用な新規医療技術を受けることができるよう、診療報酬改定時以外の定期的な保険導入について検討してはどうか。

5 その他

- 医療材料の内外価格差の是正など、価格の一層の適正化に取り組むとともに、技術料について難易度、人員等を勘案し、より適切に評価を行うべきとの意見があった。